

宇城市の教育

令和2年度



松橋中学校新旧体育館

宇 城 市
教 育 委 員 会

目 次

I	宇城市の概況	1
II	教育委員会	2
III	教育委員会事務局	
	1 組織図	3
	2 事務分掌	4～5
IV	教育財政（令和2年度予算）	6
V	取組の方向・重点事項及び具体的な事業	7
	1 宇城市教育大綱	8
	2 教育総務課	9～18
	3 学校給食課	19～23
	4 生涯学習課	24～31
	5 中央図書館	32～36
	6 文化課	37～41
	7 スポーツ振興課	42～44
VI	まとめ	45～46
	教育施設一覧（資料編）	47
	1 学校の現状	48
	2 生涯学習施設一覧	49
	3 文化施設一覧	49
	4 体育施設一覧	50

I 宇城市の概況

○ 位置と地勢

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生しました。

九州の経済大動脈である国道3号線と西は天草、東は宮崎県への結束点という地理的状况に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市機能を併せ持つバランスのとれた水と緑と心豊かな地域です。

地勢は、北に有明海、南に不知火海に接し、南向きの斜面からなる宇土半島部と九州山脈へと連なる中山間部、さらにその間をつなぎ熊本都市圏及び八代都市圏に接する平野部からなる、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmで面積は、188.5km²です。

○ アクセス

熊本県の経済動脈ともいえるべき国道3号線が市中心部を南北に走り、天草から続く国道266号は、宇土半島南岸部、市中心市街部を経て熊本市に伸びます。松橋駅前の県道松橋停車場線は、国道3号線と交差し、以東は国道218号線として宮崎県延岡市へと続きます。宇土半島北岸には、海岸沿いを走る国道57号線もあり、これらを補完する形で県道や市道が縦横に走り、県央の交通の要衝となっています。

また、九州自動車道が市の東部寄りを南北に縦断し、国道218号線と交わる地点に松橋インターチェンジがあり、高速道路を利用し熊本空港まで約20分、福岡市まで約75分で結んでいます。

鉄道は、JR鹿児島本線が市のほぼ中心を南北に縦断し、熊本駅から松橋駅まで15分、八代駅から小川駅まで13分で連絡しています。また、鹿児島本線宇土駅から分岐したJR三角線の三角駅は熊本県の西端の駅で、天草の玄関口となっています。

○ 人口と世帯数

単位：人、戸

年・月	人口総数	男性	女性	世帯数
令和2年6月30日	58,558	27,916	30,642	24,672

○ 産業別人口

平成27年 国調 単位：人

第1次産業			第2次産業			第3次産業		
農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス等	運輸通信業	卸・小売
4,532	24	87	7	2,329	3,979	73	1,522	4,240

第3次産業				分類不能	総数
金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	サービス業	公務		
312	247	10,319	969	158	28,798

○ 市のシンボル

【市木】 桜 【市花】 コスモス 【市鳥】 ウグイス

Ⅱ 教育委員会

職名	氏 名	委員就任年月日	現任期
教育長	平岡 和徳	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日 令和 3 年 3 月 31 日

教育委員

職名	氏 名	委員就任年月日	現任期
委 員 (職務代理者)	村田 寛	平成 28 年 3 月 24 日	令和 2 年 3 月 24 日 令和 6 年 3 月 23 日
委 員	藤田 雄美	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日 令和 3 年 3 月 31 日
委 員	佐伯 修	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日 令和 4 年 3 月 31 日
委 員	石井 ミドリ	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日 令和 4 年 3 月 31 日
委 員	河野 真理	令和元年 7 月 1 日	令和元年 7 月 1 日 令和 5 年 6 月 30 日

※宇城市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、宇城市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。



（後列）河野真理委員

佐伯 修委員

石井ミドリ委員

（前列）藤田雄美委員

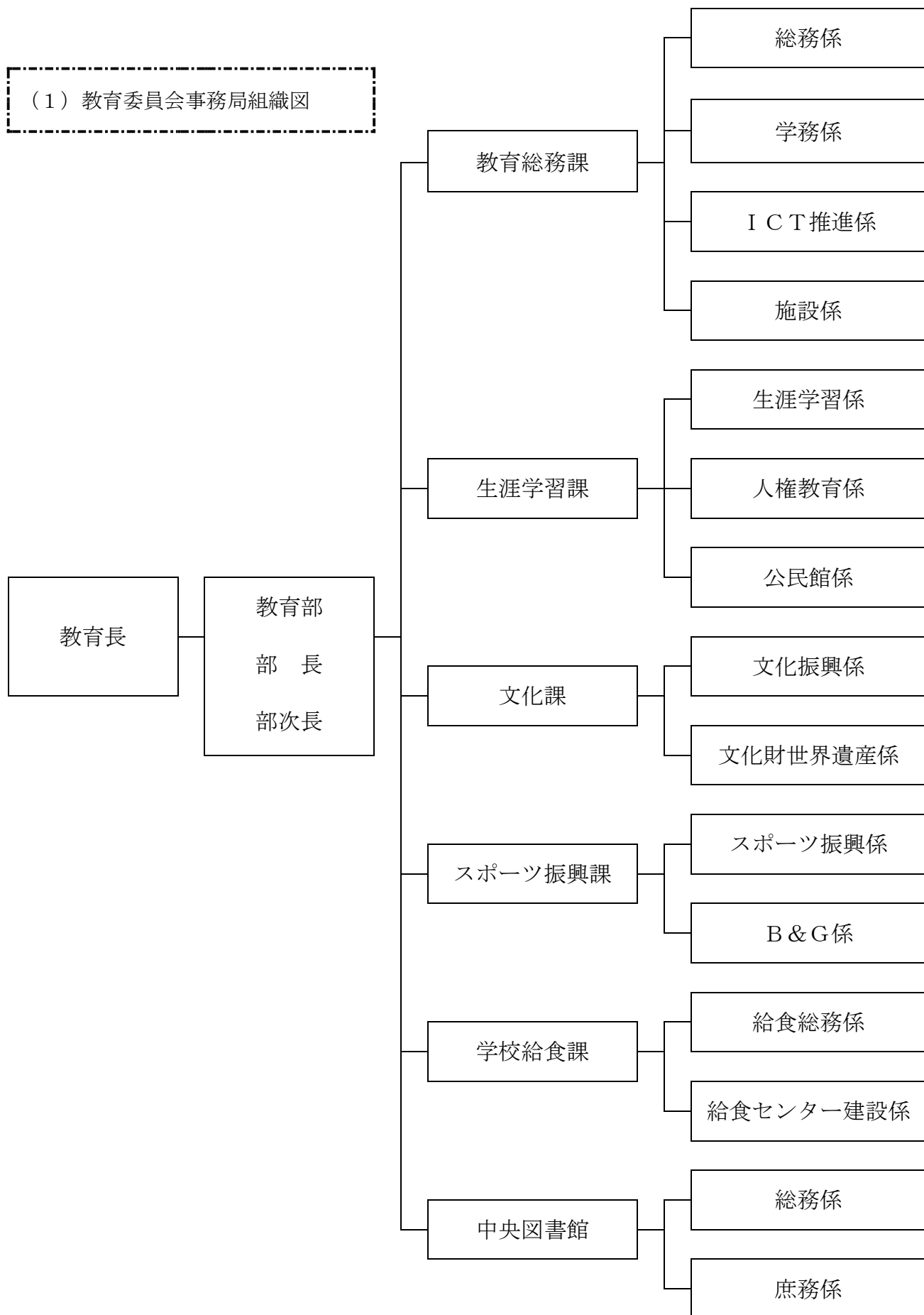
平岡和徳教育長

村田 寛委員

Ⅲ 教育員会事務局の組織と事務分掌

< R2.4.1 現在 >

(1) 教育委員会事務局組織図



(2) 事務分掌

令和2年4月1日現在

課 名	事 務 分 掌
教育総務課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育委員会の総括に関すること。 3 条例、規則及び規程等の制定改廃に関すること。 4 公告式に関すること。 5 公印の管理に関すること。 6 文書の収受、発送及び保管に関すること。 7 訴訟及び不服申立て並びに請願及び陳情に関すること。 8 教育委員会職員（県費負担教職員を除く。以下同じ。）の人事、給与及び服務に関すること。 9 教育委員会の会計年度任用職員に関すること。 10 教育委員会職員の研修及び福利厚生に関すること。 11 叙位、叙勲事務に関すること。 12 教育行政相談に関すること。 13 奨学金に関すること。 14 教育調査統計に関すること。 15 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 16 国際交流に関すること。 17 語学指導に関すること。 18 総合教育会議に関すること。 19 県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事及び給与の内申に関すること。 20 学級編成及び教職員の配置に関すること。 21 教職員の免許申請に関すること。 22 学校等の設置、廃止及び統合に関すること。 23 学校運営管理及び教育内容の指導に関すること。 24 通学区の設定に関すること。 25 学校及び幼稚園の予算に関すること。 26 就学援助に関すること。 27 教育用図書の給与に関すること。 28 スクールバスの運行に関すること。 29 児童生徒の就学及び転学に関すること。 30 学齢簿の作成及び整理に関すること。 31 学校保健、環境衛生に関すること。 32 学校人権教育に関すること。 33 就学指導に関すること。 34 幼稚園就園奨励に関すること。 35 教育課程の研究指導に関すること。 36 学習指導の助言に関すること。 37 生活指導及び進路指導に関すること。 38 教科用図書の採択研究及び学習資料に関すること。 39 教職員の研修に関すること。 40 情報教育に係る機器整備に関すること。 41 学校教育施設の設置及び管理に関すること。 42 学校教育財産の取得及び処分に関すること。 43 学校教育施設の維持管理に関すること。 44 学校施設台帳に関すること。 45 学校教育のＩＣＴの活用推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 46 学校教育のＩＣＴ環境整備に関すること。 47 学校教育における電子黒板、タブレット端末等ＩＣＴ機器の活用推進及び管理に関すること。 48 学校教育のＩＣＴ活用に係る指導及び教育に関すること。 49 教育情報ネットワークに関すること。 50 課の庶務に関すること。 51 その他教育総務及び学校教育施設に関すること。
学校給食課	1 学校給食及び学校給食センターに関すること。 2 給食に必要な物資の購入及び支出に関すること。 3 給食器具の洗浄、消毒及び保管に関すること。 4 文書の収受、発送及び保管に関すること。 5 会計及び経理に関すること。 6 施設設備の維持管理に関すること。 7 食品及び調理場の設備の衛生管理並びに職員の健康管理に関すること。 8 給食指導の計画及び実施に関すること。 9 新給食センター建設の計画、設計施工及び監督に関すること。 10 新給食センター建設に係る事務の連絡調整に関すること。 11 課の庶務に関すること。 12 その他学校給食及び給食センターに関すること。

課 名	事 務 分 掌
生涯学習課	1 社会教育に係る計画策定及び資料の作成に関すること。 2 社会教育委員に関すること。 3 生涯学習の推進に関すること。 4 成人教育に関すること。 5 社会教育団体の育成指導に関すること。 6 社会教育機関の連絡調整に関すること。 7 青少年の教育及び健全育成に関すること。 8 文書の収受、発送及び保管に関すること。 9 人権教育の企画及び連絡調整に関すること。 10 人権教育指導員に関すること。 11 人権教育の指導及び助言に関すること。 12 人権教育の調査及び資料作成に関すること。 13 人権教育の研修に関すること。 14 人権教育に関する学習講座に関すること。 15 人権教育推進協議会及び人権教育関係団体に関すること。 16 公民館講座の開設及び運営に関すること。 17 公民館事業の企画、立案及び指導に関すること。 18 公民館運営審議会に関すること。 19 関係諸団体及び組織との連絡調整に関すること。 20 自治公民館に関すること。 21 公民館の維持管理に関すること。 22 家庭教育学級に関すること。 23 視聴覚教育に関すること。 24 社会教育指導員に関すること。 25 課の庶務に関すること。 26 その他生涯学習、人権教育及び公民館に関すること。
文化課	1 芸術文化の振興及び育成に関すること。 2 文化のまちづくりの推進に関すること。 3 芸術文化団体に関すること。 4 文化ホールに関すること。 5 美術館に関すること。 6 文書の収受、発送及び保管に関すること。 7 文化財の調査、保存及び活用に関すること。 8 文化財愛護思想の普及に関すること。 9 郷土資料館に関すること。 10 文化財保護審議会に関すること。 11 世界遺産の保存管理に関すること。 12 その他文化振興及び文化財に関すること。
スポーツ振興課	1 スポーツの調査、推進及び普及に関すること。 2 スポーツ推進委員に関すること。 3 各体育団体の育成に関すること。 4 各種スポーツ大会開催に関すること。 5 地域スポーツ活動の推進に関すること。 6 スポーツ事故等災害見舞金に関すること。 7 スポーツ安全協会傷害保険に関すること。 8 社会体育施設の設置に関すること。 9 社会体育施設の工事の設計・施工及び整理に関すること。 10 社会体育施設の維持管理に関すること。 11 社会体育施設の施設台帳に関すること。 12 体育振興関係団体との連絡調整に関すること。 13 文書の収受、発送及び保管に関すること。 14 学校体育施設の開放に関すること。 15 指定管理に関すること。 16 運動部活動の社会体育移行に関すること。 17 課の庶務に関すること。 18 その他社会体育施設、スポーツ推進に関すること。
中央図書館	1 図書館運営全般に関すること。 2 図書館協議会に関すること。 3 宇城地区図書館等活動振興協議会に関すること。 4 各図書館の連絡調整に関すること。 5 図書館の維持管理に関すること。 6 会計年度任用職員の任用に関すること。 7 予算・決算に関すること。 8 図書館事業の企画、立案及び指導に関すること。 9 学校・団体等への読書サービスに関すること。 10 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。 11 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。 12 読書相談及び参考業務に関すること。 13 資料の除籍に関すること。 14 その他図書館庶務及び奉仕に関すること。

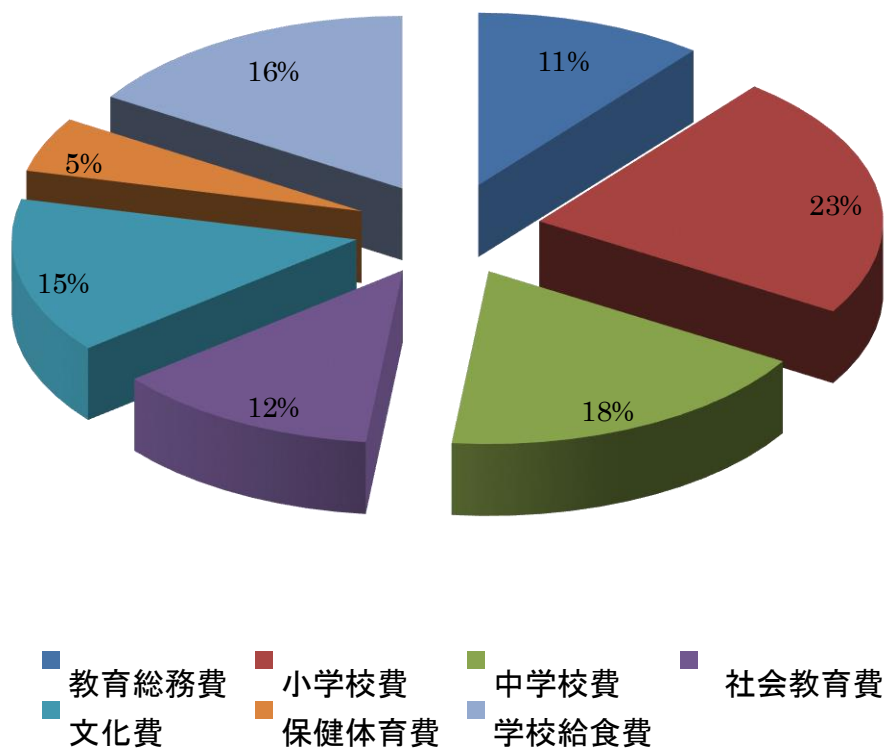
IV 教育財政

(1) 令和2年度教育予算(当初)一般会計予算額 33,987,393千円

教育費 4,779,322千円 14.71%

単位:千円

項目	歳出予算額	割合
教育総務費	513,151	11%
小学校費	1,099,062	23%
中学校費	859,288	18%
社会教育費	596,028	12%
文化費	697,320	15%
保健体育費	245,951	5%
学校給食費	768,522	16%
合計	4,779,322	100%



V 取組の方向・重点事項及び具体的な事業

宇城市教育大綱

(平成28年度～平成32年度)

<基本理念>

「地域と触れ合い、個性を発揮する人づくり」

～ 市民みんなの可能性を信じて ～

<基本方針>

1 充実した教育環境による児童・生徒の育成

確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む教育の推進に取り組み、安全安心な教育環境の向上に努めます。

2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成

人権が尊重されるまちづくりを形成し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。

3 後世に残す芸術文化、伝統芸能、文化財

芸術文化、伝統芸能の振興に努め、文化遺産の保存と活用を行います。

4 社会教育、スポーツの推進

市民一人ひとりの生涯を通じた生きがいづくりとスポーツを通し、心身ともに健康で暮らせるまちづくりに取り組みます。

1 令和2年度取組方向

「宇城市教育の方向」の3つの理念（『絆の醸成』・『リーダーの養成』・『子供の健全育成』）に基づき、校長のリーダーシップのもと、教職員の基本的資質と専門性の向上を図り、各学校が目指す教育を、子供を中心に学校・家庭・地域・行政の五者が共有し、社会に開かれた教育課程の実現を目指すとともに、カリキュラムマネジメントに努め、宇城市の未来の創り手である児童生徒一人一人に必要な資質・能力を育む指導体制の確立を図る。

幼・保等、小、中学校間の一層の連携を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携・協働した教育体制の構築を目指す。

2 重点努力事項

（1）豊かな心の育成

～ 夢や希望を持ち、人と人との絆を大切にしながら、社会の一員として
主体的・創造的に生きていく児童生徒を育成する教育の推進～

- ① 豊かな心を持ち、人権意識を高め、実践力を育む人権教育の充実
- ② 道徳科の授業を要として、『論語・日本語』等の素読・音読の励行等、家庭・地域との連携による道徳教育の推進、キャリア・パスポートの活用等によるキャリア教育の充実
- ③ 児童一人一人が存在感や自己実現の喜びを実感できる学校、学級づくり及び「愛の1・2・3運動＋1」の推進によるいじめ・不登校等の未然防止及び解消
- ④ 生命を尊重する心、生命を守る安全・防災教育の充実
- ⑤ 持続可能な開発のための教育（ESD）を踏まえた環境教育の推進
- ⑥ 家庭や地域社会と連携した伝統文化・食文化を学ぶ体験活動の充実と郷土を愛する心の醸成

（2）確かな学力の育成

～基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得とこれらを活用して課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の推進～

- ① 学力向上の検証改善2サイクルをもとに、分かりやすい授業を提供するための全国学力・学習状況調査や県学力・学習状況調査等を生かした校内研究の充実
- ② 各中学校区における義務教育9か年を意識した教育課程の編成、学びのスタイル

の確立等による指導体制の強化

- ③ 英語 4 技能検定試験の分析、A L T の効果的活用による英語教育の指導方法の工夫・改善及び国際交流事業等を通じた国際理解教育の充実
- ④ 「N e w『分かる・楽しい』授業づくりの 5 つの心得」による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習者主体の授業の推進
- ⑤ タブレット等の I C T 機器を活用した学習活動の充実
- ⑥ すべての児童生徒が学びやすい学習環境を整えとともに（U D 化）、一人一人の教育的ニーズに応じた教育指導及び支援の充実

（３）健やかな体の育成

～自ら運動に親しみ、体力を高め、
健康で安全な生活のできる資質や能力を育成する教育の推進～

- ① 教科体育の充実と適切な部活動等の推進による児童生徒の体力向上
- ② 食育の推進、フッ化物洗口の実施等による児童生徒の自律的な健康管理能力の育成

（４）教育体制の整備・強化

～宇城市を担う子供の育成のための学校活性化を支援する
「ひと・もの・こと」等の環境の整備・充実～

- ① 幼・保等との連携及び各ブロックの特色を生かした小中一貫教育の推進
- ② 各中学校区におけるコミュニティ・スクールの整備、地域学校協働活動との一体的な推進
- ③ 教職員の意識改革や学校事務の効率化のための環境整備を通じた学校改革（働き方改革）の推進
- ④ 特別支援教育支援員、教育相談員等の配置による「チーム学校」としての機能の強化
- ⑤ 適応指導教室（宇城っ子ネット）やのびのび学習会等の学校支援環境の充実
- ⑥ I C T 環境等学習環境の整備及び施設の安全管理
- ⑦ 学校図書館や教材備品等の充実と効果的な利活用



3 教育総務課の具体的な事業

(1) いじめ、不登校対策事業

いじめや不登校、問題行動、SNSの普及に伴うインターネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が憂慮すべき状況にあります。学校は児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応及び解決に取り組むことが求められています。

① 宇城市適応指導教室（宇城っ子ネット）

○ 目的

何らかの心理的、情緒的要因により、不登校などの状態にある児童生徒に対して、学校と家庭の中間的存在としての役割を担い、学習、生活の場を提供するとともに、個別対応から集団生活へと移行させることにより、対人関係や集団生活への適応を高め、学校、保護者、関係諸機関との連携を保ちながら、学校生活への復帰を促すことです。

○ 方針

- ・児童生徒の個々の興味関心や心身の状態に即し、必要に応じた学習や体験活動を行います。
- ・教育相談及び話し合いなどを通して悩みの解消、生活のリズムの改善及び生活意欲を引き出す支援に努めます。
- ・個別指導及び集団での活動を通して、社会性、協調性を育み、自立心を養います。
- ・学習活動への援助を通して学ぶ喜びを味あわせ意欲を高めます。

○ 指導内容

- ・個別またはグループによる学習
- ・体験活動、スポーツ
- ・相談及び話し合い
- ・日常の生活リズムの醸成



○ 会場 原則、松橋公民館（11月からは不知火支所内）、必要に応じ外部の施設を使用します。

○ 日時 毎週月～金曜日午前9時45分から午後3時30分まで（曜日で時間が異なります）

○ 活動内容及び1日のスケジュール

基本的に、児童生徒の興味関心をもとにして、スタッフとともに話し合い、活動内容を具体的に決めて活動します。

<学校での取り組み>

- ・「愛の1・2・3運動＋1」・・・欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は、組織的対応。（10日目までにSC・SSW等の活用）
- ・子供を見つめる朝会などの実施・・・週に1回程度、全職員で気になる児童生徒のことを出し合い、その対応等を共通理解する場とします。

② 国際交流事業

平成17年度から夏休みの期間中、異文化との交流や体験を通して豊かな国際感覚を身に付ける青少年の育成を目的として、毎年、市内の中学生を対象とした海外視察研修を行っています。

8月にシンガポール（ブーンレイ中学校）を訪問し、ホームステイによる生活体験や現地生徒との交流などを行い、また、11月にはブーンレイ中学校から宇城市を訪問され、相互に交流を実施し、国際理解及び友好親善を深めています。

令和2年度は新型コロナウイルスのため、中止となりました。



（3）学力向上対策事業

① 教育審議員学校訪問事業

教職員の資質の向上・授業力向上のために、三人の学校教育審議員が宇城市のすべての小中学校の先生方の授業を参観したり、授業研究会や校内研修に参加したりしながら指導助言を行っています。授業訪問の際は、授業者は略案を作成して授業に臨み、校長・教頭・審議員が授業を参観します。事後に自己評価を行い、審議員は校長や教頭を交えて授業者と面談を行うとともに文書で指導助言を行っています。一年間にすべての教師が、1～2回の訪問授業を受けるので、校長・教頭にとっても授業をじっくりと見て気づきやアドバイスをする良い機会となっており、授業改善を図り児童・生徒の学力向上につなげる取り組みとなっています。

＜授業の訪問の視点＞

- 人権を大切にした授業
- 効果的な学習の流れ、学習形態の工夫
- ICT機器の活用、板書の工夫、教材・教具の活用
- 教室等教育環境の整備
- 熊本の学び・推進プランに沿う授業づくりの指導と助言
- NEW「『分かる・楽しい』授業づくり・5つの心得」を取り入れた授業
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 新採3年目までの教員を中心とした指導力育成支援



② 「のびのび学習会」

宇城市内中学3年生に学習内容の基礎的・基本的内容の理解の徹底を図るとともに、主体的な学習態度を身に付けさせ、学力を向上させることを目指して、宇城退職校長会と連携した「学力向上運営協議会」を組織し、「のびのび学習会」を開催しています。

【のびのび学習会の内容】

- 教科 数学及び英語
 - 会場 4会場（三角センター・中央公民館・松橋公民館・小川公民館）
 - 参加者 各会場20名程度
 - 講師 退職校長会会員 他
- ※今年度は新型コロナウイルスのため中止

③ 論語・日本語の素読・音読

次世代を担う子どもたちの①知識基盤、②文化的価値、③感性や情緒の基盤、④思考・対話のツールとして役立たせるために、小中学生の「素読・音読、伝統言語文化の理解、語彙力の向上」を目指した学習教材を作成し、小学4年生から中学3年生までに配布しています。本教材の作成に当たっては、宇城市の教職員がプロジェクトを組織し、論語、古典文学、近代文学から教材を厳選し編纂しました。平成26年度から学校では、朝自習や業間活動、授業の補助教材として、家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用しています。また、補完する取組として子どもたちに楽しく論語に親しんでもらうことをねらいとして、平成27年度から「宇城市論語カルタ大会」を開催しています。

○目標

- ①知識や知恵、語彙力の向上を図る。（知識基盤としての論語・日本語）
- ②日本語、日本的美意識、日本文化を理解する。（文化的価値としての論語・日本語）
- ③感受性、倫理観、価値観、郷土愛を醸成する。（感性・情緒の基盤としての論語・日本語）
- ④考える力、表現する力、対話する力を育成する。（思考・対話ツールとしての日本語）



○論語・日本語で育てたい具体的な力

（い） 豊かな人間性と豊かな感性

（ア）言葉の響きとリズムを感じる

論語をはじめ俳句、和歌、漢詩、詩等を読み、素読・朗読を通して、日本語の響きやリズムに親しむことができる。

（イ）日本的美意識に気付く

論語の中の「仁・義・礼・智・信」を中心とした価値観や日本的美意識・風流やわびさびなど、長い歴史の中で育んできた東洋的・日本的美意識にふれる。

（ウ）感性を磨き情緒を育む

日本の豊かな自然や四季を表現する言葉、自然を生かした日本の生活に関する文章に親しみ、豊かな感性を磨き情緒を豊かにする。

(ⅰ) 言葉と人間性を磨く

文字や言葉の歴史を学び、言葉の大切さに気付き、より良い人間関係を築く基礎とするとともに、他者との言語交流を通して心の絆を深める。

(ⅱ) 豊かな知性と正しい理性

(ア) 美しい日本語を覚える

日本語の発達の歴史、私たちが使っている言葉の語源、俳句や短歌などの日本的な音や韻について学ぶ。

(イ) 日本の言語文化を学ぶ

日本の豊かな四季や人々の営みの中から生まれた、風情や情緒豊かな古典の文章表現を学ぶ。

(ウ) 感性豊かな表現を使いこなす

日本独特の表現を理解し、多様な表現力を学び、豊かな語彙力を身に付ける。

(エ) 思考力とコミュニケーション力を身に付ける

言葉・言語を活用した論理的・情緒的・創造的思考力を身に付け、言語能力を高め、好ましい人間関係の構築を図る。

④ 2学期制の定着

平成19年度から「2学期制」を導入しています。

「学びの連続」と「ふれあい」をキーワードに、児童生徒の学力充実と教職員の意識改革を目指したものです。

3学期制では、「各学期終了後に長期休業に入り、学習の連続性が途絶える」、「長期休業前が慌ただしく、授業にじっくり取り組めない」等の理由で「負担感を軽減」することが難しい状況でした。

2学期制を導入することで授業の進め方など教育活動全般を見直すことができ、負担感を軽減することができます。長期的視点で学習指導を計画でき、じっくり学べる授業が行われるようになりました。また、時間的なゆとりができることで先生たちはこれまで以上に子供たちとふれ合うことができ、きめ細かな指導と評価ができます。

【2学期制の年間日程】

前期：4月1日～10月第2月曜日（スポーツの日）まで

後期：10月スポーツの日の翌日～翌年3月31日まで

学年始休業日（春休み） 4月1日～7日

夏季休業日（夏休み） 7月21日～8月29日

ただし、8月30日と31日が週休日にあたる場合は教育委員会が指定する日

冬季休業日（冬休み） 12月25日～翌年1月6日

学年末休業日（春休み） 3月26日～31日

(4) 小中一貫教育推進事業

【小中一貫教育の推進】

宇城市では、熊本県の「アートポリス事業」に参加し、平成24年度に豊野小学校校舎の新築、中学校校舎の改修工事を完了し、平成25年4月から豊野小中一貫教育校がスタートしました。9年間を見通した教育の推進により、児童生徒の学力向上を図るとともに中一ギャップの解消、いじめや不登校の解消など様々な教育課題を解決する方策としても有効な手段の一つと考えます。今後も、宇城市全域の小中学校を中学校区ごとのブロックに分け、学校施設の立地条件や地域の特性等に合わせ、ブロック毎に適切な小中一貫教育を推進してまいります。



(5) 特別支援教育総合推進事業

①支援体制の確立

特別支援教育は、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。平成19年に学校教育法が改正され、全国の小中学校で支援体制の整備が進められています。

宇城市でも、宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼児・児童・生徒の実態の把握と個に応じた支援のあり方について、幼稚園、保育園等、小・中学校、高等学校、福祉関係者と連携を図りながら検討を重ねています。

また、平成18年から小中学校の特別支援学級や通常学級における支援が必要な児童生徒のため特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに応じた教育的支援に応じえています。

令和2年度は、41名の支援員を配置しています。特別支援学級はもちろん、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートを図っています。

○特別支援学級 74学級（小学校：57 中学校：17）

○通級指導教室設置校 小学校：4校 中学校：1校

○特別支援教育支援員 18校 41人（うち看護師2人）

（R2.5.1現在）

☆ グランドモデル事業について

平成20年度から24年度まで、文部科学省から地域指定を受け、この事業により、相談支援ファイル（よかところファイル）を作成し、希望される保護者にお渡ししています。

○よかところファイルとは？

あらゆる障がいのある方に対して、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的とするファイルです。

ファイルは、保護者が保管・所持・管理します。サポートしてくださる方々と情報を共有するのにとても役立つファイルです。

○よかところファイルの内容

- ・プロフィール ・成長の記録 ・医師の診断記録 ・療育、相談等の記録
- ・個別の教育支援計画及び移行支援計画 ・卒業後の進路（進学、就労）
- ・サポートブックなど

（６）宇城市奨学金制度

市では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校の高等課程、もしくは専門課程に在学する人で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金の貸し付けを行います。

◆貸付対象者

1. 本市に居住する人の被扶養者
2. 学校等に在学している人
3. 経済的理由により就学が困難であると認められる人、又は家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる人
4. 国、他の地方公共団体またはその他の団体から奨学金の貸し付け措置を受けていない人

◆貸付金額および定数

1. 高等学校など月額 2万円（定数10人）
2. 短期大学など月額 2万5千円（定数10人）
3. 大学月額 3万円または5万円の選択額（定数20人）

◆貸付申請期間 毎年4月1日～同年4月30日まで

※災害等の理由により、家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる場合は随時

◆償還期間 卒業した日から1年後の月から償還開始。期間は次のとおり。

1. 高等学校および専修学校の高等課程 6年間
2. 高等専門学校（5年） 10年間
3. 短期大学および専修学校の専門課程 4年間
4. 大学（修学が4年） 8年間
5. 大学（修学が6年） 12年間

◆奨学金の返還

1. 返還は、学校を卒業した日から起算して12か月を経過した日の翌月から発生します。
2. 奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されます。

（７）宇城市の小中学校施設の耐震化状況について

宇城市では、合併前の各旧町で個別に耐震診断を行い、耐震補強や改築といった手段で耐震化を図ってきました。

現在、より効果的な耐震化を推進するため、対象となる学校建物のうち、耐震診断未実施の旧耐震基準建物全棟の耐震二次診断を行い、評価機関による評価をもって耐

震診断結果が確定、旧耐震基準棟全棟の耐震診断が完了しました。

この耐震診断結果をふまえて学校施設の耐震化を順次進め、市内小中学校の校舎・屋内運動場（体育館）構造体の耐震補強は完了しました。平成２７年４月には耐震化率は１００％となっていました。

しかし、平成２８年４月に発生した「熊本地震」により、ほぼすべての学校で校舎や体育館に被害を受けましたが、平成２９年度までに復旧が完了しています。

特に被害が大きかった不知火小学校校舎及び松橋中学校屋内運動場については、現在建替え工事が進んでいます。

1 令和2年度取組方向

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育推進のための生きた教材とし重要な役割を担っています。

宇城市の未来の創り手である子供たちに、安全・安心でおいしい学校給食を提供することを基本とし、学校給食のもつ教育的効果を一層高めるとともに、生きる上での基本である、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育の更なる充実、学校給食の持続的な健全運営を計画的に推進します。

2 重点努力事項

(1) 食育の推進

- ① 家庭における食育の啓発
- ② 全国学校給食週間の取り組み
- ③ 食文化伝承の推進

(2) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応

- ① 宇城市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の実施
- ② 宇城市食物アレルギー対応委員会における、食物アレルギーに関する校内委員会への指導、助言

(3) 衛生管理の徹底

- ① 学校給食施設及び設備の適正管理
- ② 調理従事者等への衛生管理研修の実施
- ③ 納入業者を対象に衛生管理研修会の実施
- ④ 給食施設の給食衛生管理基準への適合

(4) 地産地消の推進

- ① 地場産物の活用拡大
- ② 安全安心な地場の農産物等の提供

(5) 持続的な健全運営の推進

- ① 新学校給食センター整備によるライフサイクルコストの縮減
- ② 給食調理・配送業務の民間委託推進
- ③ 未納額徴収強化

3 具体的な事業

(1) 食育の推進

学校給食の意義や役割について各学校長のもとで定められた「食に関する指導」年間計画に基づき、栄養教諭等が児童・生徒へ食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着けることができるよう指導を行い、さらに、家庭への食育に関する啓発に努めます。

また、「食文化伝承の推進」では、昨年に引続き毎月10日前後に他県の郷土料理、19日前後に熊本県の郷土料理の提供を行い、児童・生徒に伝承していきます。

(2) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応

食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者の学校生活に対する不安を解消し、より良い学校生活を過ごせるよう、校内アレルギー対応委員会を核として、保護者の方々と学校長・担任・給食主任・栄養教諭・学校栄養職員・給食調理員などと連携をとり、さらに、宇城市食物アレルギー対応委員会の指導・助言を行い、宇城市学校給食食物アレルギー対応食提供を実施しています。

(3) 衛生管理の徹底

多くの児童生徒を対象としている学校給食は、特に衛生管理（食中毒の事故防止）に万全を期さなければなりません。本市では学校給食衛生管理基準（文部科学省通知）を遵守し、作業工程表、作業動線図を作成し、安全な調理の徹底、また、学校給食における異物混入対応マニュアルに加えて、調理従事者の感染性胃腸炎等による感染症状発生時対応フローの充実を図っています。

学校給食物資の調達にあたっては、宇城市学校給食用物資納入業者指定基準に基づき納入業者を決定し、宇城市学校給食用物資調達要領に基づき検収を行うことで安全な物資調達を行っています。

さらに、納入契約業者を対象に衛生管理研修会を開催し、衛生管理の徹底を図っています。

(4) 地産地消の推進



JA 熊本宇城専門部会不知火支部からの
ミニトマト、デコポン贈呈

地産地消については、地場産物食材を積極的に利用した献立の提供に努め、毎月、食育の日に郷土料理や地元農産物を取入れた「ふるさとくまさんデー」を実施しています。

また、学校給食納入契約業者に対し地産地消への取組みについての理解と協力を図り、納入物資における地場産物の利用拡大の取組みを推進しています

(5) 持続的な健全運営の推進

安全安心な学校給食提供のため、衛生管理に関する基本的要件を満たし、学校給食衛生管理基準適合、食育推進機能、防災機能、環境負荷低減、食物アレルギー対策等の十分な機能を持つ、新しい学校給食センターを整備(令和3年8月供用開始予定)します。

本年は、建築工事、外構工事、厨房機器購入等を実施します。

また、松橋給食センターの給食調理、配送業務を平成28年、29年度の試行期間を経て、平成30年度から5年間の委託契約を締結し業務を行っています。

未納額徴収強化については、現在、私会計となっており市が関与できない形となっています。今後、国のガイドラインや近隣市町村の動向を踏まえ、公会計への移行を検討していきます。

4 学校給食実施状況

宇城市では、学校給食を通して、児童生徒の健康の保持、体位の向上を図り、好ましい人間関係を育成するため、小学校及び中学校において学校給食を実施しています。

給食形態は、単独校調理場及び共同調理場の施設により、主食・おかず・牛乳の「完全給食」を行っています。

(1) 学校給食実施状況

令和2年5月1日現在

区 分	完全給食					
	自校式		センター方式		合 計	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
小学校	6	9 2 4	7	2, 1 8 1	1 3	3, 1 0 5
中学校	2	5 1 7	3	1, 0 4 7	5	1, 5 6 4

(2) 単独校実施状況

小 学 校		中 学 校	
学校名	食 数	学校名	食 数
三角小学校	2 1 9	三角中学校	1 5 3
青海小学校	9 5	小川中学校	4 2 7
小野部田小学校	1 0 8		
河江小学校	3 9 4		
小川小学校	1 6 1		
海東小学校	8 3		
合 計	1, 0 6 0	合 計	5 8 0

(3) 共同調理場別実施状況

共同調理場名	食 数
不知火学校給食センター	6 7 8
松橋学校給食センター (うち受託食数 2 3 3 食)	2, 8 0 9
豊野学校給食センター	3 2 5
合 計	3, 8 1 2

(4) 調理場職員配置状況

令和2年5月1日現在

区 分	学校数		栄養教諭及び 学校栄養職員 (県職)	調理員		
	小学校	中学校		職員	非常勤職員	合計
自校式(小学校)	6	—	0	6	1 1	1 7
自校式(中学校)	—	2	2	2	6	8
不知火学校給食センター	2	1	1	2	7	9
松橋学校給食センター	4	1	2	(8)	(17)	(25)
豊野学校給食センター	1	1	1	1	4	5
合 計	1 3	5	6	1 1	2 8	3 9

※松橋学校給食センターの調理員は、委託先の調理員です。

5 学校給食の流れ

(1) 献立作成(翌月の献立を作成)

作成にあたっては、次のことなどを考慮しています。

- ① 文部科学省の学校給食摂取基準および標準食品構成の確保
- ② 安全・衛生への配慮
- ③ 生きた教材になるように努める
- ④ 季節感のある食品、地場産物の使用や地元の伝統的な献立の導入に努める
- ⑤ 児童・生徒の嗜好等
- ⑥ 家庭で不足しがちな食品の使用に努める(豆類、藻類等)
- ⑦ 食単価への配慮

(2) 献立検討会

「献立検討会」や「給食委員会」を開催し、栄養教諭・学校栄養職員を中心に学校給食調理員及び学校関係者と連携を図っています。主な内容は次のとおりです。

- ① 栄養教諭・学校栄養職員による、献立の内容及び調理方法等の説明
- ② 前月並びに新献立等についての研究協議(各学校間の意見、情報交換)
- ③ 調理作業における安全・衛生についての確認・指導並びに連絡

(3) 給食材料の購入

献立内容をもとに各調理場において、宇城市学校給食用物資納入業者指定基準によ

り毎年度契約を行い、学校給食用納入契約業者から、食材を調達します。

（４）給食材料の検収

学校の給食室や学校給食センターに配送されてきた食材について、栄養教諭・学校栄養職員や学校給食調理員によって、学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程の「学校給食用食品の品質表」を参考に鮮度・質・量目などを検査します。

（５）調理作業

学校給食調理員が、学校の給食調理場や学校給食センターにおいて、「学校給食衛生管理基準」に基づき調理します。

（６）確認・検食

栄養教諭・学校栄養職員が、作業全般について確認します。（未配置校では調理員が確認します。）

学校長や学校給食センター所長等が、仕上がったものを検食し、確認します。

（７）配膳（配缶）

学校給食調理員が、仕上がったものを学級ごとに食缶に入れます。

学校給食センターでは、配膳車に食缶を載せます。

（８）給食時間・給食指導

児童生徒が、給食室または配膳室まで取りに行きます。

児童生徒が盛り付け、食事をし、後かたづけを行います。

学級担任や栄養教諭・学校栄養職員が、給食指導を実施します。

（９）食缶等の返却

児童生徒が、食缶等を給食室または配膳室へ返却します。

（１０）洗浄・消毒・清掃

学校給食調理員が、食器や器具の洗浄・消毒、施設の清掃を行います。

生涯学習課

1 令和2年度生涯学習課取組方向

市民が生涯を通じて、自らの資質の向上と多様な学習意欲を充たし、生きがいのある生活を営むことができるよう、生涯学習の振興と個人の学習成果が活かされる機会の拡充を図ります。

子どもも大人も学び合い、育ち合う教育体制の構築に向けて、家庭教育支援の充実に努めるとともに、地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもの成長を支えていく地域協働活動を推進します。

すべての市民が心豊かに暮らすことができるよう、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会の実現のため、様々な機会を通して行われる学習・啓発活動を推進し、一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

2 重点努力事項

(1) 生涯学習の推進

- ① 家庭や地域の教育力の活性化
- ② 学習成果の活用推進
- ③ 公民館講座の充実と現代的課題への取組
- ④ 地区自治公民館活動の積極的な推進
- ⑤ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進
- ⑥ 的確な学習相談と学習情報の提供

(2) 地域学校協働活動の推進

- ① 各中学校区におけるコミュニティ・スクールの整備と地域学校協働活動の一体的な推進
- ② 地域学校協働活動推進員の配置及び育成
- ③ 地域教育力の活用

(3) 青少年の教育と健全育成

- ① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成
- ② 青少年の体験活動・学習活動の支援
- ③ 青少年リーダーの育成と活用
- ④ 成人式への参加促進

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

- ① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進
- ② 学習会及び研修会の充実
- ③ 人権同和教育の推進

(5) 生涯学習基盤の整備・充実

- ① 生涯学習関係施設の整備・充実

3 具体的な事業

(1) 生涯学習の推進

① 家庭や地域の教育力の活性化

・ 「子育て学習支援事業」の実施

市内小・中学校で実施する子育てや家庭教育に関する講座・講演会に対して、熊本県教育委員会が行うくまもと「親の学び」プログラムを活用した事業や講師、トレーナーの紹介等、情報の提供を行います。

・ 家庭教育の啓発

「くまもと家庭教育10ヵ条」等を用いて、教育における家庭の役割と責任について啓発を行います。

・ 「家庭教育学級」への支援

地域の「家庭教育学級」の活動を支援・指導して、地域の子どもを地域全体で育てる体制づくりを推進するとともに、地域間交流を促進します。

・ 「家庭教育講演会」、「家庭教育学級リーダー養成講座」の開催

家庭教育学級関係者等を対象に、より良い家庭教育学級の運営を図ることを目的に開催します。



「家庭教育学級リーダー養成講座」

・ 「教育懇談会」の開催

地域の教育力向上を目指し、地域住民が一体となった健全育成活動を推進するため開催します。

② 学習成果の活用推進

・ 学習成果の活用場の提供

公民館講座や自主講座の学習成果を活かす機会の充実を図るとともに、各自治公民館の取り組みの紹介や社会教育事業の紹介を行うための発表の場の提供を行います。

③ 公民館講座の充実と現代的課題への取組

・ 高齢者講座、女性講座等の充実

高齢者学級、女性学級、子どもの楽校などの内容を充実させ、魅力的講座を開設し、地域住民が楽しく集い熱心に学ぶ機会の提供を行います。



高齢者学級



女性学級

- 各種講座による人材育成
地域のつくり講座やリーダー養成講座を実施し、自主講座や地域活動に繋がるような人材の育成を図ります。
 - 講座受講者のチャレンジ支援
キャリアアップ、スキルアップを目指す講座を開設し、受講者の就労やチャレンジへの支援を行います。
 - 「現代的課題」への取り組みと市民啓発
人権問題や環境問題、情報教育、ESDなどの「現代的課題」に取組み、住民への啓発に努めます。
- ④ 地区自治公民館活動の積極的な推進
- 自治公民館への支援
自治公民館等の施設改修費補助及び耐震化事業費補助を行います。また、自治公民館に対する積極的な情報提供や、各館の意見交換、交流の機会を図り、その活動を支援します。
 - 自治公民館長研修の開催
自治公民館長を対象にした自治公民館長研修会を実施し、次世代の自治公民館のあり方について学ぶ機会を提供します。
- ⑤ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進
- 情報提供と持続的な活動支援
各団体の現状に応じ、情報収集や学習及び相談機会の提供を充実し、持続的な活動につながるよう支援します。
 - 指導者のスキルアップと養成
熊本県等が実施する、指導者等を対象とした研修会へ積極的な参加を促し、リーダーとしての資質の向上とリーダーの養成を図り、活動の活性化と充実・振興を支援します。
- ⑥ 的確な学習相談と学習情報の提供
- 学習相談への対応
生涯学習活動に関する学習相談に対応するとともに、学習情報を広報・ホームページ等で提供します。

(2) 地域学校協働活動の推進

① 各中学校区におけるコミュニティ・スクールの整備と地域学校協働活動の一体的な推進

- ・ コミュニティスクールへの取り組み

各中学校区にコミュニティ・スクールを整備し、地域学校協働活動と一体となった取り組みを前進します。

- ・ 「地域学校協働活動の推進事業」の実施

地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えること目的に、学校や周辺環境整備、授業での学習補助などの学校支援活動や、放課後の時間を活用した勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動を行う放課後子ども教室を推進します。



学校支援活動（豊野小中学校）



放課後子ども教室（小野部田小）

② 地域学校協働活動推進員の配置及び育成

- ・ 地域学校協働活動推進員の活用

現在3名の地域学校協働活動推進員がいますが、この推進員が市内全域をカバーしながら地域学校協働活動を推進するとともに将来的には各中学校区に推進員の配置を目指します。

③ 地域教育力の活用

- ・ 地域社会と連携した教育力の活用

地域学校協働活動を充実するため、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域教育力の活用を促進します。

(3) 青少年の教育と健全育成

① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成

- ・ 「あいさつ運動」の実施

地域の子は地域で育てるという思いのもとに、各種団体（青少年育成地区民会議・PTA・民生児童委員・老人会・婦人会・子ども見守りボランティア等）による「あいさつ運動」を実施します。



- ・「街頭指導」の実施
青少年育成地区民会議、指導部会による夜間街頭指導（夏休み・祭り等には特別街頭指導）を定期的の実施し、青少年の非行防止に努めます。
- ・「家庭の日」啓発事業の実施
愛情と信頼に結ばれた温かい家族を育てることを目的に、県が奨励する“家庭の日”啓発事業として、家族と料理づくりなどを実施します。
- ・「子ども見守りボランティア」事業の実施
子どもたちが安心して登下校するために、地域の子どもたちを温かく見守っていただく「宇城市子ども見守りボランティア」事業を実施します。



- ・「子どもかけこみ１１０番」フラッグの設置
子どもたちの事件、事故を未然に防ぐため、学校を通じて民家や企業に協力を仰ぎ、子どもたちの安全を確保する場としての「子どもかけこみ１１０番」の増設とフラッグの設置を行います。
- ・「子どもあんしんコール」の設置
小・中学生を対象に、いじめや不登校、保護者の子育てに対する悩みなど、様々な問題に対応するため、携帯メール・電話・面談等による相談対応を行います。

② 青少年の体験活動・学習活動の支援

- ・「児童通学合宿」の実施
小学校の４～６年生を対象に、異年齢集団で団体生活をするにより、日常生活の基本を体験させ、子どもたちの「生きる力」を育てると共に、地域の教育力の活性化を図ります。
- ・「宇城っ子のつどい」の実施
小学校高学年を対象に、自然に親しみ友情を深めながら規律ある集団生活を通して、「協力する心」「我慢する心」等を育み、リーダー育成を図ります。



- ・「少年の主張大会」の開催
中学生を対象に、日常生活の中で感じ、あるいは考えていることを広く社会に訴えることにより、同世代の少年が周囲の人々や社会との関わりについてより深く考え、社会の一員としての自覚と行動を促す契機にするとともに、少年の健全育成に対する市民の理解と関心を深めます。



少年の主張大会(令和元年は大雨のため中止)

- ・「子どもの楽校」の開催
小学生を対象とし、地域の運営ボランティアスタッフと一緒に伝承遊びや自然体験などを通して、地域・人との絆づくり（縦のつながり）と、仲間づくり（横のつながり）を学びます。



子どもの楽校

- ・「リレーマラソン大会」の開催
松橋町青年団と協力し、地区の小学生や地域住民との交流を図ります。

③ 青少年リーダーの育成と活用（小・中・高の段階的育成）

- ・ジュニアリーダーの育成と活用

小学生時代に「宇城っ子のつどい」に参加した中学生を対象にリーダーを募集し、野外活動や集団宿泊体験等を小学生とともに体験し、高校生ボランティアリーダーの補佐役として、班をまとめるなどの役割を持たせ、リーダーとしての資質を持った心身ともにたくましい子どもの育成を図ります。

- ・ 高校生ボランティアの育成と活用

「宇城っ子のつどい」等の実施において高校生ボランティアを募集し、小中学生に対する協力者・指導者として参加することにより、リーダーとしての資質の向上を図ります。

④ 成人式への参加促進

- ・ 実行委員会の設置

新成人の代表者からなる成人式実行委員会を設置します。数回の会議を開催し、名簿の作成や当日の内容、役割などを決定します。

- ・ 成人式の開催

新成人が一同に会し、二十歳を迎えた喜びを分かち合い、社会人としての自覚と責任を認識することで、社会を構成する一員として地域に貢献する心を育みます。



(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進

- ・ 広報紙等による啓発・推進
- ・ 「人権フェスタ」の開催
- ・ 学校人権教育研究会との連携

毎月発行の広報誌や各種講座により啓発の他、市内5会場で開催する「人権フェスタ」では、学校人権教育研究会や宇城市内の小中学校、保育園・幼稚園及び市内県立学校などとの連携。講演会をはじめ、園児・児童並びに生徒の発表やパネル展示を行うと共に、市民全体への人権啓発をはじめ人権尊重のまちづくりを実施します。

② 学習会及び研修会の充実

- ・ 「ふれ愛学習会」の開催

小・中・高校生を対象とした「ふれ愛学習会」を開催し、青少年育成事業の中に人権学習を取り入れることにより、青少年に対する人権教育の推進を図ります。

- ・ 人権研修の充実

「子ども人権出前講座」については、新型コロナウイルス感染症の対策で、夏季休暇延長に伴い実施できませんが、「就学前施設(園児対象)への絵本配付事業」「就学前指導者研修会」など実施します。また、人権啓発課と連携し市職員の人権研修や各種団体(P T A等)の研修の充実を図ります。

③ 人権同和教育の推進

- ・ 地域人権教育指導員の活用

公民館事業の高齢者講座、女性学級等で地域人権教育指導員による人権教育講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。



ふれあい学習会（雨乞太鼓体験）



人権フェスタ（小川会場）

（５） 生涯学習基盤の整備・充実

① 生涯学習関係施設の整備・充実

- ・ 施設整備計画等の実施

中央公民館をはじめ、各地区に多くの社会教育関連施設及び類似施設を抱えています。また、各施設の老朽化も進んでおり、有効的な管理運営が出来ているとは言いがたい状況です。利用状況や必要性を精査し、総合的に施設の統廃合を推進し、施設の有効活用を図ります。

さらに、各地区の自治公民館は、集会所や高齢者の憩いの場としての役割、地域住民の教育文化及びレクリエーション活動等地域住民の連帯感を高め、地域の絆や自治意識を醸成する拠点として利用されています。

1 令和2年度取組方向

図書館は、資料の収集、保存、提供を通して、宇城市民の教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする施設であり、「知る権利」や「学ぶ権利」を保障し生涯学習の機会を提供する施設として重要な役割を果たしています。更に各種団体・関係機関との連携を深め、市民ニーズに合った質の高いサービスを提供することで、利用者を拡大し、宇城市の生涯学習の振興と発展に努めます。

2 重点努力事項

(1) 読書活動の推進と利用者の拡大

① 子供の読書活動推進

- ・ 童話発表大会等の学校との連携
- ・ 団体貸出や団体配本による学校図書館・保育園等への支援
- ・ 第三次宇城市子どもの読書活動推進計画の推進
- ・ 図書館体験子供ボランティアの募集
- ・ 調べ学習への支援等（レファレンス）
- ・ 読書手帳の活用

② 利用者への促進

- ・ カウンターサービスの及びフロアワークの充実
- ・ 図書館ボランティアの募集
- ・ 図書館の環境整備及び事業の実施
- ・ 図書館運営への指定管理者制度の導入の計画



(布絵本の講座)



(布絵本の講座)

(2) 情報拠点としての図書館の充実

① インターネットを活用した図書館サービスの充実

- ・ Web公開システムの運用（蔵書の検索・予約等）
- ・ 広報活動の強化・充実（図書館ホームページ・広報誌・SNS 情報公開等）

② 移動図書館（図書車）の運用

- ・ 広域的読書活動の推進

(3) 職員研修及びボランティアの育成研修

① 宇城市立図書館職員研修会の実施

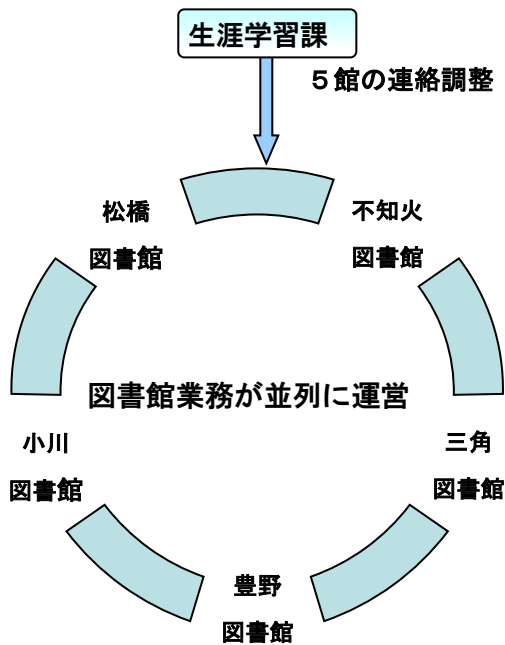
② 図書館職員の各種研修（初任者研修会・養成講座等）などへの参加

③ 布絵本ボランティア及び読み聞かせボランティア

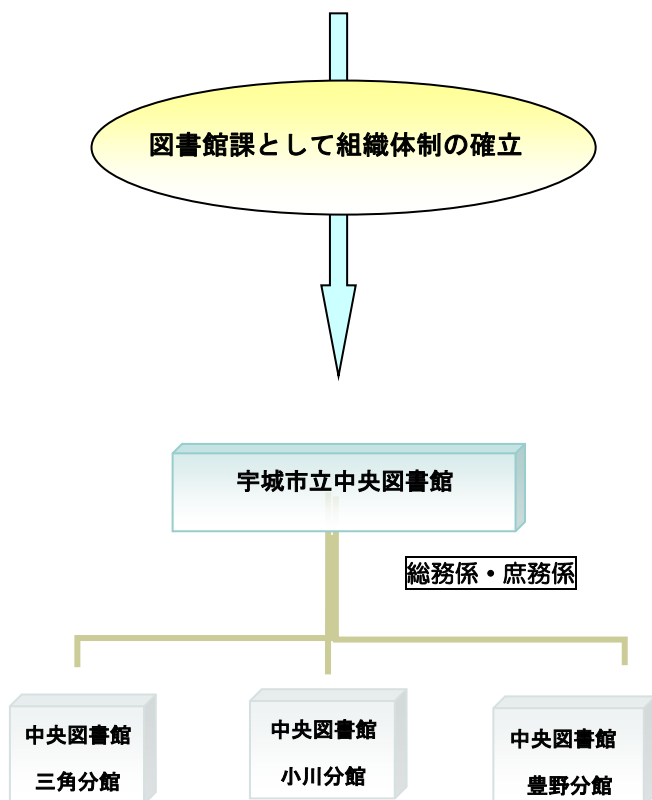
3 施設の概要

(1) 図書館の組織

◆平成17年1月合併当初



◆平成21年4月



平成30年4月1日上記組織体制に変更

①平成17年1月合併

- ・生涯学習課長が中央図書館長を兼務
- ・「子どもの夢を育む人的ネットワーク推進事業」

②平成18年7月

- ・不知火図書館長が中央図書館長として発令。
- しかし、5つの図書館の現状は教育分室長の元で独自の運営をする指揮命令系統の二元化が行われ、格差のない図書館サービスの整備が課題となる。

③平成18年10月

- ・市内5つの図書館ネットワークシステム稼働
- 5館同じ条件で運営ができるなど、地域間格差が改善され、図書館サービスが充実した。

④平成20年3月

- ・「第1次宇城市子どもの読書活動推進計画」策定
- 相互に連携しながら子どもの読書支援を実施。

⑤平成21年4月

- ・中央図書館課として設置し組織・機能の統合
- 管理・予算・企画など5館を統合し・効率的に行うために図書館課として位置づけられる。

財務及び各館の連絡調整など庶務全般に関わる業務を統括する庶務係と平成23年4月に図書館サービスや事業の企画など各館で行う奉仕的業務の取りまとめをする奉仕係を設置。

⑥平成22年3月

- ・移動図書館車の稼働
- 民主的に図書館全域サービスの拡充。

⑦平成23年4月

- ・奉仕係の設置
- 各館の事業や企画を統合・再編し図書館本来の奉仕サービスの向上を図るための奉仕係を設置。

⑧平成24年4月・5月

- ・ホームページの開設
- ・インターネットによる蔵書の検索と予約システムの運用開始

⑨平成26年3月

- ・「第2次宇城市子どもの読書活動推進計画」策定
- 第1次計画の見直し。

⑩平成26年4月

- ・子どもの読書活動優秀実践図書館として「文部科学大臣表彰」
- ・教育委員会事務局組織規則改正
- 庶務係→総務係、奉仕係→庶務係
- 三角図書館、松橋図書館、小川図書館、豊野図書館

⑪平成27年7月

- ・松橋図書館が老朽化及び耐震不足により閉館

⑫平成27年11月

- ・中央図書館へ松橋図書館を統合。

⑬平成28年3月

- ・豊野図書館を豊野支所へ移転し、中央図書館豊野分館として開館。



⑭平成30年4月

- ・三角図書館を中央図書館三角分館、小川図書館を中央図書館小川分館にそれぞれ名称を改める。
- また、宇城市立中央図書館（不知火図書館）を（不知火図書館）を削除し、宇城市立中央図書館とする。

4 具体的な事業

(1) 出張おはなし会

① 目的

子供の読書は、子供が生まれてことばを獲得し、ことばを学び、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生をより深く生きるための豊かな心情を育てます。活字離れが叫ばれている今、読書の楽しさを味あわせ読書活動をより一層推進することを目的とする。

② 対象者 宇城市立小学校の児童

③ 講師 高野 和佳子 さん（ペペペぺらん代表）（学校での出張お話し会）



(2) 子供図書館司書ボランティア

① 目的

子供たちに、身近な場所でボランティア体験ができる環境をつくと共に、これらの活動を通して、本への興味・関心を持ち、図書館の果たす役割について理解を深める。また、多様な体験や地域の人々との交流の中で視野を広げ、ボランティア活動に対する喜びや豊かな人間形成を図ることを目的とする。

② 対象者

小学校4年生～中学校3年生



子供ボランティア（カウンター業務）

(3) ブックスタート

① 目的

ブックスタートは、赤ちゃんとお絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃんとお保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間をもつきっかけをつくる。

② 対象者 宇城市に住んでいる3・4ヶ月及び7・8ヶ月の赤ちゃんとお保護者（保健センターでの健診時）



（ブックスタートでの本の読み聞かせ）

(4) 移動図書館車の運行

① 目的

市内の公共図書館から遠隔地にあり、図書館を利用することが困難な人に図書館サービスを提供することで全域的サービスを提供することを目的とする。

② 対象

宇城市に住んでいる市民及び学校・職場がある方

(5) 図書館の事業

図書館の事業

(令和2年4月1日現在)

	子供の読書推進事業	奉仕的事业	広報事業	その他
全館共通事業	・宇城市童話発表大会 ・感想画コンクール ・子供図書館司書ボランティア ・図書館まつり ・ブックスタート ・出張おはなし会 ・学校・図書館合同研修	・スタンプラリー ・布絵本ボランティア講座 ・おはなしボランティア講座 ・資料の相互貸借 ・学校・図書館職員研修会 ・職員研修会 ・延滞者督促処理 ・資料の購入と除籍 ・布絵本製作会	・広報うき「図書館情報」 ・ホームページ情報掲載 ・SNS 情報公開	・移動図書館巡回 ・蔵書点検 ・図書館職員担当者会議 ・選書会議 ・宇城市図書館協議会 ・ブックリユース
中央図書館	・団体貸出配本 ・親子で楽しむおはなし会 ・赤ちゃんのおはなし会 ・季節のおはなし会 ・不知火保育園おはなし会 ・夏休み布絵本作り ・工作会 ・図書館オリエンテーション ・高校生インターンシップ ・中学生職場体験	・布絵本作成 ・子供、一般特設コーナー ・映写会 ・延滞者督促ハガキの発送	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	・担当者会議 ・宇城地区図書館振興協議会 ・県市立図書館協議会
中央図書館 三角分館	・団体貸出配本 ・スペシャルお話し会・映写会 ・ミニミニおはなし会 ・読み聞かせ会 ・よみよみカード多読者表彰 ・保育園おでかけ図書館 ・工作会 ・図書館オリエンテーション ・中学生職場体験 ・出張おはなし会	・子供、一般特設コーナー ・県立図書館配本 ・県立図書館子ども文庫 ・郷土資料の収集・展示 ・保健センターコーナー展示 ・高齢者学級お話し会 ・お楽しみ映写会 ・布絵本製作	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	
中央図書館 小川分館	・団体貸出配本 ・おひざにだっこのおはなし会 ・保育園児おはなし会 ・季節のおはなし会 ・小学校職場見学 ・保育園・学童・支援センター ・子ども文庫配本 ・工作会	・子供、一般特設コーナー ・布絵本製作 ・映写会 ・おすすめ絵本パック	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	
中央図書館 豊野分館	・団体貸出配本 ・ボランティアおはなし会 ・お楽しみおはなし会 ・小・中学生職場体験 ・おはなし会参加表彰 ・図書館オリエンテーション	・子供、一般特設コーナー ・季節の製作(年4回)	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	

(6) 図書館の統計

宇城市立図書館資料

(令和2年4月1日現在)

		中央図書館	三角分館	小川分館	豊野分館	移動図書館	宇城市合計	備考
設置年月日		H11.7.19	H21.3.21	H11.4.1	H28.3.20	H22.3.17	宇城市合併 H17.1.15	H27.7 松橋図書館 閉館
面 積 (㎡)		932.4	399	605.13	295.655	—	2,232	H27.11 中央図書館へ 松橋図書館を 統合
蔵 書 数	図書 (冊)	124,045	58,447	65,340	20,858	6,505	275,195	H28.3 豊野図書館を 中央図書館 豊野分館として 開館
	視聴覚資料 (点)	3,020	1,492	2,213	208	0	6,933	
	雑誌数 (月刊・週刊・季刊)	2,593	652	642	461	0	4,348	
	新聞の購入誌数	7	2	3	2	0	14	
区域人口		34,643 (不知火区域・松 橋区域合計)	7,135	12,718	4,102	—	58,598	H28.4 地震により中央 図書館休館(～ H29.7.6) H29.7.7 再館
登録者数		16,224	2,990	6,574	1,442	—	27,230	
貸出冊数 (冊) 令和元年度		184,693	38,727	81,350	23,946	12,473	341,189	H30.4 三角図書館を 中央図書館三 角分館に名称 変更
利用者数 (人) 令和元年度		29,345	7,426	14,737	4,526	5,532	61,566	H30.4 小川図書館を 中央図書館小 川分館に名称 変更
貸出密度 (貸出冊数/区域人口)		5.33	5.43	6.40	5.84	0.21	5.82	
実質貸出密度 (貸出冊数/利用者数)		6.29	5.22	5.52	5.29	2.25	5.54	
蔵書の回転率 (貸出冊数/蔵書数)		1.45	0.65	1.20	1.14	1.92	1.21	
職員数 ()は司書・司書補の 資格者数		※正職員 5 会計年度 任用職員 8(5)	0 会計年度 任用職員 4	0 会計年度 任用職員 4	0 会計年度 任用職員 4(4)	— 会計年度 任用職員 1	正職員数 5 会計年度 任用職員 7(13)	※正職員5人のう ち1人は、再任用職 員(短時間勤務) ※移動図書館は会 計年度任用職員運 転手1人 ※令和2年4月1 日より非常勤職員か ら会計年度任用職 員へと制度が変更

1 令和2年度文化課取組方向

文化活動を通して市民が心豊かに潤いある地域づくりを目指すため、優れた文化事業を提供する。文化ホールや美術館では子供たちの文化意識の高揚を図ると共に、市民のニーズに合わせた企画展や展示会を開催し、地域文化の保存・継承を促進する。また、個性豊かな芸術・文化にふれ、自らを表現する活動や発表の場を提供するなど、市民の文化的取組みを支援する。

一方、歴史、文化財は、先人が残した財産であり、熊本地震の影響で住居の解体・建て替えなど開発行為が増える中、この貴重な財産が失われないよう埋蔵文化財、古文書等の保護に努めるとともに、三角西港をはじめとする文化財全体の適正な保存・活用を図る。また、市民の文化財愛護意識を醸成するために、補助事業等により地域団体の活動を支援するとともに、郷土資料館等を活用し情報発信や理解増進に努める。

2 重点努力事項

(1) 文化活動の推進と伝統文化の継承（文化振興係）

- ① 文化協会への活動支援
- ② 伝統文化芸能の継承及び保存
- ③ 「伝統文化芸能まつり」の市民協働参画の促進
- ④ 芸術文化に親しめる環境の整備



(2) 文化施設の活用促進（文化振興係）

- ① 自主文化事業の充実と指定管理者との連携
- ② 美術館の各種講座と展示会の充実
- ③ 美術館企画展を活かした子供たちの美術的意識の高揚
- ④ 美術館管理運営に係る指定管理者制度の導入計画
- ⑤ 文化活動充実を図るためのボランティア育成
- ⑥ 文化芸術施設を拠点に芸術文化に触れ合う機会の創出や伝統文化芸能の普及啓発の推進
- ⑦ 松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）

(3) 文化財の保存と活用（文化財世界遺産係）

- ① 埋蔵文化財確認・発掘調査及び整理作業の推進
- ② 指定文化財の保存及び活用に係る補助制度の整備
- ③ 古文書の保存及び活用
- ④ 指定文化財の復旧
- ⑤ 郷土資料館の運営・企画・啓発活動
- ⑥ 文化財の調査・研究、保存・整備
- ⑦ アーカイブズ事業の効率化



浄水寺碑（現在は保護のために覆屋の中にあります。）

(4) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用（文化財世界遺産係）

- ① 追加勧告に伴う世界遺産委員会への対応
- ② 重要文化財等防災施設整備事業を活用した旧三角海運倉庫耐震補強工事

3 具体的な事業

(1) 文化活動の推進と伝統文化の継承

- ① 文化協会への補助と連携
- ② 学校・団体・指定管理者等への事業推進

文化芸術団体による巡回公演等の事業推進をすることにより、子供たちや市民の方々へ優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供して、コミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、芸術鑑賞能力の向上につなげます。

- ③ 伝統文化芸能まつり開催

宇城市は豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから歴史的風土に培われた多彩な伝統文化があります。これらは先人達が生活の営みの中で育んできた貴重な財産であり、それを受け継ぎ、守り、後世に埋もれないよう継承するとともに「伝統文化芸能まつり」を開催することにより、市民に知ってもらうことはもとより、伝統文化活動を通し心豊かな人間形成と地域の絆づくりを目指すものです。

(2) 文化施設の活用促進

【不知火美術館】



〈基本方針〉

- ① 関係施設、関係団体及びアーティストと緊密に連携し、市民 1 人ひとりがアートと関わり、楽しむことが出来る美術館
- ② 地域ゆかりの作家の偉業を顕彰し、郷土への誇りと愛着を形成する美術館
- ③ アートとつながり、豊かな心を育むことにより、未来への希望を見出す拠点となる美術館
- ④ 図書館と連携し郷土の文化と芸術を継承する美術館

〈事業内容〉

◎企画展 年6回開催（主なもの）

- ・ マナブ間部記念宇城市児童・生徒絵画作品展
- ・ 絵本原画展（図書館との共催）
- ・ 「収蔵品展」地域ゆかりの作品などの展示

◎各種実技講座 4 講座（年間8回）

洋画・俳画・絵手紙・日本画

◎企画展開催中以外は貸会場として有料貸出し

◎収蔵品（マナブ間部（宇城市出身）の作品をはじめ、463点を収蔵）

◎指定管理者の導入

民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、施設を効果的・効率的に管理運営することで、利用者の満足度を上げるとともに管理経費の節減を図る。



【指定管理：松橋総合体育文化センター及び小川文化ホール

平成20年度より指定管理者へ管理委託。



ウイングまつばせ



ラポート

〈効果〉

効率的な運営・市民へのサービスの向上・施設管理費の削減が実施できています。

◎松橋総合体育文化センター大規模改修事業（第2期）

経年劣化し、老朽化が進行している外壁や屋上を改修し、電気設備・機械設備等を更新することにより、長期的に運用できる施設として整備する。

（3）文化財の保存と活用

埋蔵文化財とは先人の残した生活の痕跡、いわゆる「遺跡」であり、現在行われる開発行為等はそれらを破壊する行為と言えます。

それを防ぐため、開発が行われる際に調査を行い、現状保存もしくは記録保存を行うことで文化財を保護、保存していく必要があります。そのために行われるのが発掘調査であり、最終的に遺跡が破壊されることになっても記録によりその遺跡の性格や位置付けを理解することが可能となり、郷土の歴史を残すことができます。

また、発掘調査内容をさらに深め、形に残すために行う必要があるのが、出土品の整理作業・報告書刊行です。これらが行われることによってはじめて埋蔵文化財調査が終了し、郷土の歴史を後世に引き継ぐことができるようになります。

以上のように保存が行われた文化財のうち、現状保存となったものについてはその後の適切な管理が必要となります。また、歴史的価値が非常に高いとされるものについては、国、県、市町村と相応のレベルで指定されることによって、破損や欠失を防ぐための保護が行われます。これには専門家による文化財的価値付けのための綿密な調査が必要となり、また行政と地元が一体となって郷土の歴史を守るために、文化財に関心を寄せ取り組んでいくべき重要な作業です。なお、市では指定文化財の保存、活用経費の一部について、宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金交付を行っています。

以上の課程を経て、各教育機関における遺跡見学案内や学習補助等の活用事業を行うことによって周知が行われます。これによって、小中学生を中心に郷土やその歴史に対する関心を得ることができ、正しい知識を身に付けることができます。さらに、宇城市立郷土資料館では年間計画を作成し、企画展・ワークショップ等を開催するとともに、宇城管内の古墳や石橋等文化財の正しい知識や関心を得る機会を提供し、自身の郷土に対する関心、理解を深めるだけでなく、地域や子どもに対して文化財への興味を深めるためのきっかけを提案していきます。

熊本地震で多くの建物が被災した今日、住宅等の復旧が急速に進んでいますが、市民生活の復旧・復興の妨げとならないよう適切な対応を行っています。

◎指定文化財の復旧

鴨籠橋災害復旧工事



発掘調査の様子



資料館での民具授業

(4) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用（文化財世界遺産係）

三角西港を含む８県１１市の２３資産で構成される「明治日本の産業革命 製鉄・製鋼・造船・石炭産業」は、１８５０年代から１９１０年までの５０年余りという短期間で、非西洋諸国において製鉄・製鋼・造船・石炭産業を基盤に急速な近代化を達成したことが認められ、平成２７年７月に世界文化遺産に登録されました。

この世界遺産登録に際し追加勧告がなされ、平成２９年度に修復・整備活用計画を策定しました。この策定に基づき、世界遺産の構成要素、国重要文化的景観の重要な構成要素及び国登録有形文化財である旧三角海運倉庫耐震補強工事を実施します。

また、三角西港を含む周辺地域について、平成２７年１月に国重要文化的景観「三角浦の文化的景観」に選定されました。既選定地の整備活用を行うとともに、歴史的調査を行い、文化財の価値を見出しつつ、地元の方々を含め三角西港を後世に伝え活用できる施策を行っております。



三角西港



旧三角海運倉庫

スポーツ振興課

1 令和2年度 「スポーツ振興課」取組方向

「第2次宇城市総合計画」及び「宇城市教育大綱」に基づき、宇城市民が生涯にわたって、「スポーツ」や「レクリエーション」を通して生き生きと活力のある生活環境づくりを推進するため、各種団体・関係機関との連携のもと、スポーツ活動やレクリエーション活動を支援する。

スポーツ施設の効果的活用を図り、宇城市生涯スポーツの推進及び振興と発展に努める。また、利用者が安全で安心して利用できる環境づくりを行う。

2 重点努力事項

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
 - ① 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催
 - ② ニュースポーツの普及及び啓発
 - ③ 総合型地域スポーツクラブの育成
 - ④ 学童スポーツクラブの支援
- (2) スポーツ施設の整備・充実
 - ① スポーツ施設の計画的な整備による安全・安心な施設の提供
 - ② スポーツ施設の利用拡大及び有効活用
 - ③ 市内全域のスポーツ施設の指定管理者導入の検討
- (3) スポーツ指導者の育成と関係団体の組織強化
 - ① 体育協会や各種スポーツ団体の組織強化
 - ② スポーツ推進委員の資質向上・各種スポーツの指導者育成

3 具体的な事業

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

○主な各種スポーツ教室・スポーツ大会（令和2年度）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上半期に予定していたイベントやスポーツ教室・スポーツ大会に関しては、ほとんどが中止となった。

下半期についての実施は未定である。今後の感染状況・リスクレベル等の動向もみながら検討していく。

	行 事 名		開催時期	場 所
イ ベ ン ト	宇城市スポレクフェア		未定	
	スポーツフェスティバル		未定	
	各地区体育祭	三角地区 不知火地区 松橋地区 小川地区 豊野地区	中止	各校区グラウンド他
教 室	B & G親子体操教室（全 34 回）		7/15～3/17	B&G 体育館
	少年野球教室（小学生対象）		延期	豊福グラウンド
	B & G水泳教室（計 14 回）		中止	B&G プール
	B & G海洋クラブ（計 15 回）		中止	B&G 艇庫
	陸上教室（計 5 回）		中止	多目的広場
	少年野球教室（中学生対象）		中止	豊福グラウンド
	小学生バレーボール教室		2 月	松橋中学校体育館
大 会	豊野婦人会バレー大会		中止	豊野小中学校体育館
	B&G 会長杯ミニバスケットボール大会		中止	B&G 体育館
	B&G 会長杯柔道大会		中止	B&G 体育館
	ちびっこトライアスロン大会		中止	豊野小学校周回
	小川町コスモスジョギング大会		中止	旧コスモス街道
	みかん狩りウォーキング大会		中止	不知火町内
	上村春樹旗小川柔道大会		12 月	小川中体育館
	武道大会	柔道	2 月	不知火武道館他
		剣道	中止	
		弓道	2 月	
	みすみランラン駅伝大会（21 チーム）		1 月	三角町戸馳地区
	小川健康づくり駅伝大会		12 月	稲川グラウンド周辺
	宇城市少年サッカー三角大会		2 月	三角グラウンド・小学校
	デコボン駅伝大会（34 チーム）		3 月	不知火中学校周辺
	さくらマラソン大会		3 月	豊野グラウンド周辺

○学童スポーツクラブの支援

平成 31 年 4 月から小学校運動部活動が廃止となり、社会体育へと移行した。

市の活動指針に基づいて立ち上がったスポーツクラブを「学童スポーツクラブ」と呼び、その「学童スポーツクラブ」に係る課題及び対応策について意見交換するために「学童スポーツクラブ推進委員会」を設置し、今後のスムーズな運営のために支援を行う。

・ 令和 2 年度スポーツクラブ概要（5 月 29 日現在）

クラブ数：17

児童数：238 名

指導者数：46 名

（２）スポーツ施設の整備・充実

○安全・安心な施設の提供

水俣条約に係る水銀灯の製造・輸出入の禁止に伴うグラウンド・体育館の水銀灯照明取替え工事を計画的に実施するため、中長期事業計画に盛り込んだ。

今年度は、都市整備課が進める公園長寿命化計画により、水銀灯照明取替え工事に係る岡岳グラウンドと不知火グラウンドの実施設計を行う。

また、スポーツ施設の老朽化に伴い計画的な改修工事が必要であり、ふれあいスポーツセンターの人工芝張替における実施設計を今年度に行う。

いずれも、工事は来年度予定である。

（３）スポーツ指導者の育成と関係団体の組織強化

○体育協会自主研修会（実施については未定）

○宇城市スポーツ推進委員の資質向上研修会（実施については未定）

○宇城市学童スポーツクラブ指導者研修会（実施については未定）

VI まとめ

宇城市では、市制誕生以来、様々な教育施策を推進してきました。学校教育では、平成18年4月から教育特区がスタートし、平成23年から教育課程特例校として、英会話科を創設し、1年生からの系統性のある段階的な指導により、コミュニケーション能力の育成・外国の言語・文化への興味・関心を高め、グローバルに対応した人材の育成に取り組んでいます。また、二学期制もしっかりと定着して学びの連続が生まれるシステムが構築されています。さらには、平成26年度に「論語・日本語」（小・中学校編）のテキストを作成して素読・音読に取り組み、児童生徒の情緒を豊かにするとともに、語彙力の向上にも努めています。

生涯学習・生涯スポーツ分野においては、人権尊重、男女共同参画社会の形成を基盤として、旧五町に存在する生涯学習施設を、統合的にネットワークしながらの生涯学習活動や健康スポーツ活動などの啓発普及活動を行い、地域のさまざまな活動を支援していきます。

芸術文化分野においては、伝統文化芸能の普及啓発とともに、宇城市が誇る三角西港の世界文化遺産登録を慶事とし、更なる学びと活用の中につくりだすことに尽力していきます。

1 教育の方向の設定

本市の教育の方向や目標では、教育基本法の目的である①知徳体 ②個性・創造性・職業観 ③倫理観と社会性 ④生命・自然の尊重 ⑤伝統文化・国際社会への貢献の五項目とともに、宇城市の教育理念を「地域と触れ合い、個性を発揮する人づくり」と定めて、知己の関わり合いやつながりを重視した絆の醸成、地域の教育力の向上と、地域指導者の育成を図りながらのリーダー養成、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもの育成に取り組んでいます。また、その達成にあたっては、教育委員会内関係各課との共通理解を図るとともに、市長部局・関係各機関・関係団体等との連携を図りながら推進していきます。

2 10年先の宇城市を担う「子どもの健全育成」

子どもの健全育成は学校教育だけで担えるものではなく、家庭地域や関係団体や機関との協力・連携・協働が成功の鍵となります。現在、社会教育が主体の学校支援本部事業や学校教育が主体の小中一貫教育等の取り組みにより、学校教育・社会教育の垣根を越えて、学校と家庭と地域住民が連携した学校経営が行われるようになりました。

最近、学校評価制度も定着し、学校による地域への説明責任が積極的に行われるようになり、地域の方々も、様々な形で学校支援や交流活動に参加しておられます。地域の学校支援と学校の地域貢献が車の両輪として機能するように整備し、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組む環境の整備が重要です。

3 リーダーの育成と組織の継続・強化

環境、防災、食育、伝統文化、健康・スポーツ振興、まちづくり等の教育を地域ぐるみで総合的に推進するためには、地域団体や住民リーダーの果たす役割は大きいと考えます。地域の教育力や家庭の教育力を向上させるためには、地域のリーダー育成が欠かせません。「ひと・もの・こと」の情報を共有できるネットワークづくりを構築するとともに、リーダーとして出力したり交流したりすることを自分の学びと捉えてできる人材の育成が重要であると考えます。また、このことが地域と学校の双方の教育力の向上にも繋がると考えています。

4 市民一人一人の交流を通して互いの絆の醸成

生涯学習には、①知識・技術の学び②実践の学び③生き方の学び④交流の学びの4つの視点があります。特に本年度は、この4番目の視点である「交流」に重点を置き、絆づくりとネットワークづくりに取り組みます。

交流には、二つの軸があります。一つは、学校を中心とした幼保小中高大社会へとつながる縦軸の交流であり、もう一つは、地域社会の中における家庭、学校、地域、関係機関とつながる横軸の交流です。21世紀は、高度情報化が進展し、価値観の多様化する時代です。個々の努力だけで乗り越えられる時代ではありません。今後、学校・地域・家庭が、互いに連携・交流を深めながら、地域のつながり（絆）をつくっていく教育の在り方が重要であると考えます。

5 「論語・日本語」の素読・音読の推進

これまで、論語・古典の素読・音読を推奨し、各学校でさまざまな言語活動に取り組んできました。本年度は、平成26年度に作成した「論語・日本語」のテキストを更に系統的、継続的に取り組んでいきたいと考えています。このことが、児童生徒の言語力の向上と豊かな心を育む取り組みが展開されるとともに、児童生徒の素読・音読を支援する地域活動が生まれ、地域と学校の貢献と支援の関係が構築されることを期待しています。

6 環境、防災、国際理解、伝統文化と世界遺産

宇城市では、ユネスコが提唱し世界中で取り組まれているESD（持続可能な開発教育）を教育に導入し、これまで宇城市で取り組んできた国際理解教育、環境教育、世界遺産や伝統文化教育、防災安全教育、人権教育、NIEなどを関連させながら総合的に取り組んできました。

三角西港が日本政府から明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産へ登録されたことを契機に、伝統文化や世界遺産に関する学習活動や啓発をESDの大きな柱として捉え、地域においては、環境・伝統文化・食育・国際理解・防災などの活動を通してリーダーを養成し、学校と地域が相互の垣根を越えて貢献・支援・交流したりするシステムを整備したいと考えております。

教育施設一覽

(資料編)

(1)学校の現状

令和2年5月1日現在

学校名		項目	R2年度 児童生徒数	学級数	2025年度 予測数	2030年度 予測数	建設年度
小学校	三角小学校		193	10	160	115	H19
	青海小学校		77	8	70	49	S39
	松合小学校		37	5	44	40	S47
	不知火小学校		365	19	291	255	S46
	松橋小学校		499	21	395	363	S56
	当尾小学校		415	17	499	462	S40
	豊川小学校		214	10	202	197	S42
	豊福小学校		470	20	420	389	S44
	小野部田小学校		91	7	75	73	H23
	河江小学校		358	18	392	329	H2
	小川小学校		140	9	141	111	S38
	海東小学校		65	8	68	62	H23
	豊野小学校		181	10	179	170	H24
	計		3,105	162	2,936	2,615	
中学校	三角中学校		130	7	151	94	H14
	不知火中学校		191	10	171	157	H19
	松橋中学校		760	26	790	733	S43
	小川中学校		387	15	422	330	S45
	豊野中学校		96	5	81	91	S52
	計		1,564	63	1,615	1,405	
合計			4,669	225	4,551	4,020	



(2) 生涯学習施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宇城市立中央公民館	869-0624	宇城市小川町江頭 80 番地	43-0004
宇城市立中央図書館	869-0552	宇城市不知火町高良 2352 番地	32-6211
宇城市立中央図書館小川分館	869-0624	宇城市小川町江頭 80 番地	43-5111
宇城市立中央図書館三角分館	869-3205	宇城市三角町波多 219 番地 1	53-1849
宇城市立中央図書館豊野分館	861-4301	宇城市豊野町糸石 3824 番地	45-3205
宇城市インダストリアル研修館	869-0502	宇城市松橋町松橋 564 番地	32-5739
宇城市豊野コミュニティセンター	861-4307	宇城市豊野町巢林 309 番地 1	45-2955
宇城市河江コミュニティセンター	869-0632	宇城市小川町南新田 476 番地	43-4400
宇城市三角防災拠点センター	869-3205	宇城市三角町波多 619 番地 1	53-1322
宇城市不知火防災拠点センタ	869-0552	宇城市不知火町高良 2273 番地 1	32-0277
宇城市松橋東防災拠点センタ	869-0524	宇城市松橋町豊福 1786 番地	34-3900
宇城市松橋西防災拠点センタ	869-0502	宇城市松橋町松橋 564 番地 2	33-4141
宇城市豊野防災拠点センター	861-4301	宇城市豊野町糸石 3140 番地 3	45-3700
宇城市郡浦市民館	869-3204	宇城市三角町中村 1152 番地	
宇城市大岳市民館	869-3412	宇城市三角町手場 2021 番地 7	
宇城市戸馳生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳 5151 番地	
宇城市郡浦生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村 1759 番地 1	
宇城市大岳生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場 1982 番地	
宇城市三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾 985 番地	
宇城市三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多 1756 番地	
宇城市三角地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多 626 番地	

(3) 文化施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
松橋文化ホール（ウイングまつばせ）	869-0531	宇城市松橋町大野 85 番地	32-5555
小川文化ホール（ラポート）	869-0624	宇城市小川町江頭 80 番地	43-0004
不知火美術館	869-0552	宇城市不知火町高良 2352 番地	32-6222
松合郷土資料館	869-3472	宇城市不知火町松合 136 番地 1	42-3560
宇城市立郷土資料館	861-4301	宇城市豊野町糸石 3818 番地	45-2102

(4)体育施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾 9 8 5 番地	52-2488
三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多 1 7 5 6 番地	52-2488
郡浦地区生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村 1 7 5 9 番地 1	52-2488
大岳地区生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場 1 9 8 2 番地	52-2488
三角地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多 6 2 6 番地	52-2488
戸馳地区生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳 5 1 5 1	52-2488
宇城市立不知火体育館	869-0552	宇城市不知火町高良 2 2 7 3 番地 1	27-5688
宇城市立松合体育館	869-3472	宇城市不知火町松合 1 6 8 番地 1	27-5688
宇城市立松橋総合体育館	869-0531	宇城市松橋町大野 8 5 番地	32-5555
宇城市武道館	869-0552	宇城市不知火町高良 2 2 7 3 番地 1	27-5688
宇城市立三角グラウンド	869-3205	宇城市三角町波多 2 7 7 2 番地・2 7 8 9 番地	52-2488
宇城市立不知火グラウンド	869-0552	宇城市不知火町高良 6 9 6 番地	27-5688
宇城市立岡岳グラウンド	869-0501	宇城市松橋町松山 3 7 2 5 番地	32-1945
宇城市立当尾グラウンド	869-0511	宇城市松橋町曲野 1 6 2 4 番地 2 2	32-1945
宇城市立豊川グラウンド	869-0543	宇城市松橋町南豊崎 6 6 7 番地	32-1945
宇城市立豊福グラウンド	869-0533	宇城市松橋町両仲間 1 0 7 5 番地 1	32-1945
宇城市立稲川グラウンド	869-0613	宇城市小川町東小川 1 4 番地	43-0004
宇城市立観音山グラウンド	869-0622	宇城市小川町西北小川 2 2 2 番地	43-0004
宇城市ふれあいスポーツセンター	869-0606	宇城市小川町河江 5 2 番地 1	43-0004
宇城市立豊野グラウンド	861-4301	宇城市豊野町糸石 2 9 9 1 番地	45-3700
三角 B & G 海洋センター	869-3205	宇城市三角町波多 2 8 6 4 番地 3 2	52-2488
宇城市民プール	869-0524	宇城市松橋町豊福 1 7 8 6 番地	32-1945
宇城市不知火温水プール	869-0552	宇城市不知火町高良 2 3 4 8 番地	33-6678
宇城市松橋グラウンドゴルフ場	869-0502	宇城市松橋町松橋 3 9 5 番地	32-1945
宇城市豊野グラウンドゴルフ場	861-4301	宇城市豊野町糸石 2 6 1 4 番地 1	45-3700
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	869-0524	宇城市松橋町豊福 1 7 8 6 番地	32-1945
宇城市農業者トレーニングセンター	861-4301	宇城市豊野町糸石 3 0 2 9 番地	45-3700
熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場	869-0524	宇城市松橋町豊福 1 6 9 5 番地	32-1945
宇城市小川防災拠点センター	869-0624	宇城市小川町江頭 1 0 0 番地	43-0004